

No	ジャンル	Q	A
1	1 補助対象	着工した工事も補助金を申請できますか？	既に着工している工事は補助金対象外です。
2	1 補助対象	補助の対象者について、どのような要件がありますか？	以下の要件を全て満たす必要があります。 ①川越市に住民登録があること ②改修する住宅を所有しており、かつ居住していること ③市税を滞納していないこと ④過去にこの補助金を利用したことがないこと
3	1 補助対象	補助対象となる住宅はどのようなものですか？	申請者が所有し、かつ居住している物件が対象です。 ※店舗・賃貸用住宅は対象外。
4	1 補助対象	補助対象となる工事はどのようなものですか？	補助対象・対象外工事一覧表を参照してください。
5	1 補助対象	給湯器の入れ替え・エアコンの取り付けなどの機器の交換は補助の対象となりますか？	単体では対象となりませんが、対象工事と同時に施工する場合対象となる可能性があります。詳しくは補助対象・対象外工事一覧表を参照してください。
6	1 補助対象	外構工事やカーポートの交換工事は補助の対象となりますか？	対象となりません。詳しくは補助対象・対象外工事一覧表を参照してください。
7	1 補助対象	施工業者はどこを選んでもよいのでしょうか？	市内の施工業者の振興を図ることが目的の制度であるため、川越市内の施工業者に限ります。 令和7年度については支店・営業所も対象となります。
8	1 補助対象	集合住宅でもよいのでしょうか？	賃貸用住宅は対象外です。マンション等の場合は個人の専有部分のみ対象となります。
9	1 補助対象	所有者が居住しておらず親族が居住している場合、補助の対象となりますか？	対象となりません。 所有かつ居住している場合、対象となります。
10	1 補助対象	市の指定業者などはありますか？	市の指定業者はありません。また、市で施工業者の斡旋等は行っていません。
11	2 補助金交付	補助額はどれくらいですか？	改修工事費用（税抜）の5%（千円未満切捨て）で限度額は5万円です。 例1）900,000円（税抜工事費用）×5%＝45,000円（補助額） 例2）1,200,000円（税抜工事費用）×5%＝60,000円（上限額のため）
12	2 補助金交付	補助金はいつ振込まれますか？	工事が完了し、実績報告書の提出後、審査を経て、実績報告書提出月の翌月末を目安として処理していますが、支払い事務の状況により前後することがあります。
13	2 補助金交付	工事額の上限・下限はありますか？	工事額の上限はありませんが、下限は20万円（税抜）です。
14	3 申請	申請書はどこでもらえますか？	市役所産業振興課（本庁舎5階）の窓口にて配布しています。なお、市民センターでは配布していません。 また、市ホームページから様式のダウンロードが可能です。
15	3 申請	申請は代理の人（施工業者や親族）が行っても問題ありませんか？	代理の方でも可能ですが、その際は委任状が必要となります。 ※同居の親族で住民票の世帯が同じ方場合は委任状不要 （同居の親族であっても世帯が別の場合は委任状が必要）
16	3 申請	申請方法は窓口申請だけですか？	それぞれの手続きで受付方法が異なります。 事前申請：電子・窓口 本申請：窓口のみ（代理人可） 実績報告：電子・窓口・郵送
17	3 申請	共有名義の住宅の場合はどのように申請すればよいですか？	申請者欄に所有かつ居住の要件を満たす全員の氏名を記載してください。 納税証明請求書兼証明書も同様です。
18	3 申請	複数物件を所有していますが、複数回申請できますか？	できません。一人1回のみ申請が可能です。
19	3 申請	工事が中止となる場合はどのような手続きが必要ですか？	中止による取下・取消のタイミングで手続きが異なります。 中止となる場合は、必ず産業振興課 商業振興担当まで連絡ください。
20	3 申請	事前申請時及び交付申請時から施工業者及び改修内容が変更となった場合はどのような手続きが必要ですか？	【事前申請時から変更となる場合】 交付申請時に変更後の見積書を提出してください。事前申請時と比較して低いほうの金額が補助対象額となります。 【交付申請時から変更となる場合】 実績報告時に変更後の見積書を提出してください。交付決定時と比較して低いほうの金額が補助対象額となります。
21	3 申請	引っ越しが決まっている場合の申請方法はどのようになりますか？	所有かつ居住が要件となるため、引っ越し後、住民票等により居住の確認がとれる上で申請して下さい。
22	4 工事	本申請を提出したら、すぐに着工していいですか？	交付決定が下りてから、着工してください。 なお、本申請提出から交付決定まで一週間ほどかかりますので、余裕を持った申請をお願いします。
23	4 工事	申請後に工事期間が変更になった場合、手続きは必要ですか？	各受付期間ごとに定められた工期内であれば手続きは不要です。 各受付期間ごとの工期についてはパンフレットをご確認ください。
24	4 工事	工事はいつから始めて、いつまでに完了すればよいですか？	本申請後、市から交付決定が下りてから着工してください。 工事期間は各受付期間ごとに決められています。 各受付期間ごとの工期についてはパンフレットをご確認ください。
25	4 工事	屋根の写真が足場を組んでからでないと撮れないのですが、どうしたらよいのでしょうか？	後日写真を提出する旨の誓約書を提出していただく必要があります。 実績報告時に着工前後の写真を添付してください。 実績報告時に着工前の写真の添付がない場合は、補助対象経費から除外いたします。
26	5 実績報告	実績報告書の提出は、工事完了後2週間を過ぎてもよいのでしょうか？	2週間はあくまで目安のため、数日過ぎても受付可能です。 領収書等が揃わず、実績報告書の提出が著しく遅くなるようであれば、産業振興課に連絡ください。
27	6 その他	市の他の住宅改修関連補助制度と併用できますか？	工事箇所を分ければ併用可能です。 同一箇所（例：浴室内で工事内容の切り分け）では併用できません。

No	ジャンル	Q	A
28	6 その他	川越市で他に住宅改修向けの補助制度はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険住宅改修費支給制度（介護保険課） ・在宅高齢者居宅改善費助成金（高齢者いきがい課） ・重度身体障害者居宅改善整備費補助金（障害者福祉課） などがあります。 各制度の詳細については各課にお問い合わせください